

研究ノート

精神保健福祉士養成における実践教育の重要性に関する考察

西野克俊

要約

精神保健福祉士養成において、実践教育としての科目が設定されているが、最終的に国家試験の中で能力が図られるものとなっていない。そのため、知識を有してカリキュラムの認定を受ければ国家資格を取得できる状況となっているが、精神保健福祉士としての必要最低限の対人スキルを担保しなければならない。本研究では精神保健福祉士養成課程の実践教育科目をどのようにとらえ教育していくかを考察する。

キーワード：精神保健福祉士養成，実践教育

はじめに

日本の精神保健医療福祉領域における環境の変化に伴い、2018年12月より厚生労働省主体での精神保健福祉士の在り方に関する検討会が開催された。中心的な内容として、精神保健福祉士の社会的役割の拡充に対して、今後の精神保健医療福祉領域に配置される精神保健福祉士が学ぶべき内容を整理し、精神保健福祉士の養成課程における教育内容の見直しが行われた。その中で、見直しの方向性として中心的に挙げられた内容として大きく3つ挙げられており、①養成カリキュラムの内容の充実②実習・演習の充実③実習施設の範囲の見直しと記載されている¹⁾。①においては科目の編成を中心に教育内容の精査が行われ、③については実習施設の追加がなされた。しかし、②については学ぶべき内容の精査と演習時間数の増加が行われているが、演習及び実習に関しては実践教育となり、習得レベルも資格を取得する際に量られるものとはなりえない。そのため、演習科目に関しては各校の教育内容によって差が出てしまうものとなり、実習に関しては、配置された現場

の実践内容及び指導者の教育スキルによっても差が生じてしまうものとなっている。精神保健福祉士の養成において、習得している知識のみが対人援助スキルとなるものではなく、その知識を活用するためにも実践スキルが必要不可欠となり、実践スキルを学ぶための実践教育の重要性についての考察を行う。

1. 新カリキュラムの実習演習科目の構成

まず、演習科目における科目変更点については、これまで旧カリキュラムにおいては、精神保健福祉援助演習（基礎）を30時間と精神保健福祉援助演習（専門）を60時間という構成で実施されていた。新カリキュラムからは、ソーシャルワーク演習30時間を社会福祉士との共通科目として実施し、ソーシャルワーク演習（専門）90時間を精神保健福祉士養成課程としての専門科目として実施することとなっている。上記を比較すると、専門科目としての実施時間は新旧いずれも合計90時間となり、共通科目として設置されたソーシャルワーク演習30時間分が追加となっている。

次に実習科目における変更点については、新旧いずれも210時間の実施とされており、時間数の変更はみられていない。

2. 新カリキュラムにおけるソーシャルワーク演習及び演習（専門）の目標

SW演習の目標としては、①ソーシャルワークの知識と技術に係る他の科目との関連性を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士として求められる基礎的な能力を涵養する。②ソーシャルワークの価値規範と倫理を実践的に理解する。③ソーシャルワークの実践に必要なコミュニケーション能力を養う。④ソーシャルワークの展開過程において用いられる、知識と技術を実践的に理解する²⁾。

SW演習（専門）の目標としては、①精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人の状況や困難、また希望を的確に聞き取り、とりまく状況や環境を含めて理解してソーシャルワークを展開するための精神保健福祉士の専門性（知識、技術、価値）の基礎を獲得する。②精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人のための諸制度、サービスについて、その概念と利用要件や手続きを知り、援助に活用できるようになる。③精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人のための関係機関や職種の役割を理解し、本人を中心とした援助を展開するチームが連携する際のコーディネート役を担えるようになる。④精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人を取巻く環境や社会を見渡し、こうした人々への差別や偏見を除去し共生社会を実現するための活動を精神保健福祉士の役割として認識し、政策や制度、関係行政や地域住民にはたらきかける方法をイメージできるようになる。⑤精神保健福祉士として考え、行動するための基盤を獲得し、職業アイデンティティを構築する意義を理解できる²⁾。

3. 新カリキュラムにおけるソーシャルワーク実習の目標

実習の目標として、①ソーシャルワーク実習を通して、精神保健福祉士としてのソーシャルに係る専門的知識と技術の理解に基づき精神保健福祉現場での試行と省察の反復により実践的な技術等を体得する。②精神疾患や精神障害、メンタルヘルスの課題をもつ人びとのおかれている現状に関する知識をもとに、その生活実態や生活上の課題についてソーシャルワーク実習を行う実習先において調査し具体的に把握する。③実習指導者からのスーパービジョンを受け、精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。④総合的かつ包括的な地域生活支援と関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する²⁾。

4. 新カリキュラムにおける演習科目の実践教育内容

新カリキュラムにおいて、ソーシャルワーク演習の教育に含むべき事項としては、個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態により行うこと。①自己覚知・自己理解と他者理解②基本的なコミュニケーション技術・言語的技術（質問、促し、言い換え、感情の反映、繰り返し、要約等）・非言語技術（表情、態度、身振り、位置取り等）③基本的な面接技術・面接の構造化・場の設定（面接室、生活場面、自宅等）・ツールの活用（電話、e-mail等）④ソーシャルワークの展開過程事例を用いて、次に掲げる具体的なソーシャルワークの場面と過程を想定した実技指導を行うこと。・ケースの発見・インターク・アセスメント・プランニング・支援の実施・モニタリング・支援の終結と事後評価・アフターケア⑤ソーシャルワークの記録・支援経過の把握と管理⑥グループダイナミクスの活用・グループ

ワークの構成（グループリーダー・コリーダー・グループメンバー）・グループワークの展開過程（準備期・開始期・作業期・終結期）⑦プレゼンテーション技術・個人プレゼンテーション・グループプレゼンテーションとされている²⁾。

したがって、支援者自身の内面的な理解からはじまり、面接技術の習得、ソーシャルワーク展開一連の流れの理解、グループワークの展開までを習得することとされている。そのため、知識としての習得ではないもの、特に面接技術の習得などは実践として体験的に学ぶ必要があるものとされている。

次に、ソーシャルワーク演習（専門）の教育に含むべき事項としては、以下の内容についてはソーシャルワーク実習（専門）を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと。以下の①から④に掲げる事項を組み合わせた精神保健福祉援助の事例（集団に対する事例を含む。）を活用し、精神保健福祉士としての実際の思考と援助の過程における行為を想定し、精神保健福祉の課題を捉え、その解決に向けた総合的かつ包括的な援助について実践的に習得すること。すべての事例において、精神保健福祉士に共通する原理として「社会的復権と権利擁護」「自己決定」「当事者主体」「社会正義」「ごく当たり前の生活」を実践的に考察することができるように指導すること。①領域・医療機関（入院病棟、外来、訪問、デイ・ケア、精神科以外の診療科を含む病院、診療所）・障害福祉サービス事業所（相談支援、就労支援、生活訓練、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、地域生活支援等）・行政機関・社会福祉協議会（精神保健福祉センター、保健所、市町村、ハローワーク等）・高齢者福祉施設（地域包括支援センター、介護療養型施設、生活施設等）・教育機関（学校、教育委員会）・司法（刑務所、矯正施設、保護観察所等）・産業・労働（一般企業、EAP 機関等）・児童（児童相談所、児童養護施設等）・合議体（退院支援委員会、精神医療審査会、障害支援区分認定審査会、自立支援協議会、契約締結審査会、医療観察法審判期日等）・その他（独立開業等）

②課題・社会的排除、社会的孤立・受診・受療、課題発見・退院支援、地域移行支援・地域生活支援・自殺対策・ひきこもり支援・児童虐待への対応・アルコール依存、薬物依存、ギャンブル依存等の予防や回復・家族支援・就労（雇用）支援・職場ストレス、リワーク支援・貧困、低所得、ホームレス支援・災害被災者、犯罪被害者支援、触法精神障害者支援・その他③法制度・サービス・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・障害者基本法、障害者総合支援法・障害者差別解消法、障害者虐待防止法・医療観察法・生活保護制度、障害年金制度、各種手当・障害者雇用促進法、労働安全衛生法・介護保険法、老人福祉法、高齢者虐待防止法・児童福祉法、児童虐待防止法・アルコール健康障害対策基本法・刑の一部執行猶予制度、覚せい剤取締法等・自殺防止対策基本法・当事者活動（自助グループ、ピアサポート）・その他（居住支援制度、生活困窮者自立支援制度、成年後見制度等④援助技術・ソーシャルワークの過程を通じた援助（ケースの発見、インテーク、アセスメント、プランニング、支援の実施、モニタリング、支援の終結と事後評価、アフターケア）・個別面接・グループワークの展開・ケア会議や関係者会議のコーディネートとマネジメント・リハビリテーションプログラムの実施（行動療法、作業療法、回復支援プログラム）・アウトリーチ、コミュニティソーシャルワークの展開・社会福祉調査の実施、計画策定、評価、資源創出、政策提言・普及啓発活動、人材育成（住民への啓発、ボランティア養成、実習生指導）・記録（個別支援記録、公文書作成、業務（日誌・月報等）の記録、スーパービジョンのためのレポート作成等）・その他とされており、内容が多岐にわたっている²⁾。

したがって、上記内容を丁寧に指導していくと、とても 90 時間で収まる内容となっていないのが実情である。そのため、項目を再編成し、類似する内容を組み合わせた指導が求められるが、そのうえでもすべてを指導することは実に困難を極めるものとなっている。しかしながら、すべての内容を理解する必要があり、いずれも網羅した教育

実践が求められている。

5. 新カリキュラムにおける実習科目の実践教育内容

新カリキュラムにおいて、ソーシャルワーク実習の教育に含むべき事項としては、①学生は、精神科病院等の病院での実習において、患者への個別支援を経験するとともに、次に掲げる事項を経験し、実習先の実習指導者による指導を受けること。ア) 受診前や入院時又は急性期の患者及びその家族への相談援助 イ) 退院又は地域移行・地域定着支援に向けた、患者及びその家族への相談援助 ウ) 入院患者と外来患者及びそれらの家族への多職種連携による支援 エ) 病院外の関係機関・団体及び地域住民との連携を通じたソーシャルワーク ②学生は、精神科診療所での実習において患者への個別支援を経験するとともに、次に掲げる事項を経験し、実習先の実習指導者による指導を受けること。ア) 受診前や治療中の患者及びその家族への相談援助 イ) 日常生活や社会生活上の問題に関する、患者及びその家族への相談援助 ウ) 外来患者及びそれらの家族への多職種連携による支援 エ) 地域の精神科病院や関係機関・団体及び地域住民との連携を通じたソーシャルワーク ③学生は、障害福祉サービス事業所や行政機関等、及び精神科病院等の医療機関の実習を通して、次に掲げる事項をできる限り経験し、実習先の実習指導者による指導を受けるものとする。ア) 利用者やその関係者、施設・機関・事業者・団体・住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成 イ) 利用者理解と相談支援ニーズの把握及び相談支援計画の作成 ウ) 利用者やその関係者(家族・友人・近隣住民等)との相談支援関係の形成 エ) 利用者やその関係者(家族・友人・近隣住民等)への権利擁護及び相談支援(エンパワメントを含む。)とその評価 オ) 精神医療・保健・福祉に係る多職種連携をはじめとする相談支援におけるチームアプローチへの参加

カ) 精神保健福祉士としての職業倫理と法的義務の意味の考察と遵守 キ) 施設・機関・事業者・団体等の職員の就業などに関する規定の遵守と組織の一員としての役割と責任への自覚 ク) 施設・機関・事業者・団体等の経営やサービスの管理運営の観察 ケ) 当該実習先が地域社会で果たす役割の考察と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発場面の観察 コ) 実習先施設・機関や所属地域における精神保健福祉向上のための課題発見と政策提言に関する考察 サ) 実習体験及び学習成果の考察と記述、プレゼンテーション実習総括と精神保健福祉士としての学習課題の明確化、及び研鑽計画の立案 ④学生は、実習体験と考察を記録し、実習指導者によるスーパービジョンと、ソーシャルワーク実習指導担当教員による巡回指導及び帰校日指導等を通して、実習事項について個別指導や集団指導を受ける。⑤実習指導担当教員は、巡回指導等を通して実習指導者との連絡調整を密に行い、学生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。とされている²⁾。

6. 新カリキュラムにおける演習・実習科目の重要性

上記でも少し触れている通り、演習・実習科目の教育に含むべく事項は多岐にわたっており、設定されている時間数での指導は困難を極める。しかしながら、演習科目は実習とのつながりも大きく、演習において体得した面談スキルやソーシャルワーク展開過程の理解を通して、実習の中で実際の対象者とのコミュニケーションを図れるようになるものである。特に、ソーシャルワーク演習(専門)の内容としての、社会的復権と権利擁護、自己決定、当事者主体、社会正義、ごく当たり前の生活などは、疾病や障害を持ち合わせない学生にとって実際の体験談や悩み苦しみを把握できないと、今一つ理解しえない内容となっている。しかしながら実習により実際にその体験や悩み苦し

みに触れることにより、より深く理解できるものとなる。また、実習においても、これまで座学で学んできた内容が世の中で起こっていることのほんの一部であり、実際に学んできた内容と触れた体験の相違により、その事実気づくことができるものとなる。筆者は指導の中で、教科書に書かれていることがすべてではないことを伝えてはいるものの、人の苦しみや悩みを想像するまでには至らないことも多くあり、うわべでの理論や技術を会得している状況を目の当たりにすることも少なくない。あくまで、学生の学習状況が悪いわけではなく、座学と演習・実習が組み合わさることにより理解が深まるからである。

しかしながら、学生自身の知識量や対人スキルにおいては違いが出てくることも事実としてあり、その中で最低限の学びを提供しなければならない。特に近年増加傾向にあると感じるものは、まず、学生の対人コミュニケーションスキルの低下である。演習においては学生同士のロールプレイのみならず、教員とのロールプレイによりスキルの向上を図ることもあるが、特化して多いのは会話が成り立たない、話題が出てこないということ筆頭に語彙力の低下が顕著に表れている。時代の変化とともに、家族・友人との会話の機会が減少していることも影響していると思われるが、正しい日本語の理解ができていないことも大きく影響していると考えられる。そのうえ、演習の中では、言葉の使い方から指導しなければならないことも多く、教育に含むべき事項にたどり着くまでに時間がかかってしまうことも少なくない。学生自身のスキルを最低限にまで向上させることを意識し指導を行うが、一定のスキルを持ち合わせている学生にとっては物足りない学びとなってしまうことも考えられる。そのため、筆者が意識している部分としては、最低限をどこに設定するかという問題である。賛否両論はあると考えられるが、少なくとも保証しなければならないのは、実習として実際に現場で学ぶ際に困らないようになることが最低限といえる。内容としては、挨拶から始まる礼儀を理解し、実習のなかで他者に失礼

がないようにふるまえること。また、対象者との会話の中では、自身の聞きたい内容が聞けるように一定の信頼関係を結べるようになることなどである。教員からするとハードルとしてはかなり低いと考えられるが、実際にその最低限を認識・理解していない学生も多く、学ぶ立場としての実習に支障をきたしてしまうケースも存在することも事実である。実習の中では、まだ学生ということから、当事者も指導者もおおめにみることも多く、問題とはならないことも多いが、その優しさに甘えたと、学生自身の学びとしては不十分となってしまうケースも少なくない。そのため、演習科目においては、実習の中で十分な学びができるような指導が不可欠となってくる。

また、実習の必要なスキルとして、想像力や現実検討能力があげられる。学生において、実習で体験することはほぼ初めての内容が多く存在し、目の前で起きている事象を深め考察するためには、想像力や現実検討能力が不可欠となる。もちろん目の前で起きている事象をとらえること自体が学びになることもあると思われるが、多くの場合はその内容を深め考察することにより自身の中での理解につながる事となる。しかし、実際にはバーチャルの世界観が強く存在する学生も多く、他者の痛みや苦しみをそのまま認識できない学生も少なくない。それは学生個人の問題としてではなく、現代社会が生み出している副産物と言えなくもない。その状況を打破し、精神保健福祉士としての業務にあたるには、他者の痛みや苦しみを想像しうる能力を持ち合わせる必要がある。その経験ができるのも実習ならではといえる。座学では教科書という紙面を用い、感情も伝わらないものなかで学んでいるため、当事者と触れ合うことにより、感情の表出や表情の変化が実感でき理解や能力の獲得につながるものであるといえる。

7. おわりに

近年、精神保健福祉士の活動領域の拡大就業分

野の拡大に対して、精神保健福祉士として就職を希望する学生はこれまで同様もしくは減少傾向と考えられる。また、求人を希望する現場からは即戦力を求める声が多く存在する。精神保健医療福祉分野における即戦力という意味合いは、資格を持ち最低限の知識が担保されていればよいというわけではなく、対人援助としてのスキルを持ち合わせ、対象者に対して誠実に支援ができる人材と言い換えることができるであろう。その対人スキルとしては演習科目や実習で醸成されるスキルであることから、養成校での学びが重要ということはいうまでもない。そのため、養成する側の教員は学生にとってはもちろんのことながら、学生が精神保健福祉士として現場に配置された際に有用となる能力が獲得できるよう、授業内容の工夫を行う必要がある。また、実習においては、その体験がスキル獲得の重要な役割を果たすことから、現場指導者の役割も重要といえる。そのため、現場指導者も実習における学ぶべき事項を理解し、どのような体験からスキルを獲得できるかなど熟

考したうえでの実習計画を策定する必要がある。

演習及び実習という実践教育は今後の精神保健福祉士養成を考えるうえでは実に重要なものとなる。そのため、改めて教育内容を吟味した工夫を行い、限りある時間の中で何を学ばせるかを深め、教員と現場指導者が共通した目標を持ち指導することが、実践力のある精神保健福祉士の育成につながるものとなる。

引用・参考文献

- 1) 精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて. 厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/000604888.pdf> (アクセス日: 2023/12/8)
- 2) 精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について. 厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/000719503.pdf> (アクセス日: 2023/12/8)

Consideration on the importance of practical education in mental health worker training

NISHINO Katsutoshi

Abstract

In the training of mental health and welfare workers, subjects are set up as practical education, but in the end, the national examination does not measure one's ability. Therefore, if you have the knowledge and have the curriculum certified, you can obtain a national qualification, but you must also ensure the minimum interpersonal skills necessary for a mental health worker. In this study, we will consider how to approach and educate practical education subjects in the mental health worker training course.